

京都市子ども・子育て支援法施行細則を公布する。

平成26年12月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第55号

京都市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て会議令、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則（以下「府令」という。）、京都市子ども・子育て会議条例及び京都市子ども・子育て支援法施行条例に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(労働時間の下限)

第2条 府令第1条第1号の規定により本市が定める時間は、48時間とする。

(支給認定の有効期間)

第3条 府令第8条第4号ロの規定により本市が定める期間は、90日とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、保健福祉局子育て支援担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「48時間」とあるのは、「64時間」とする。

(保健福祉局子育て支援部保育課)